

四 発行方法の適用の範囲及びその根拠を記載する。 二 一 発行の法律及びその根拠を記載する。
三 の 法 發 号 名 成 条 二 第 債 務 省 告 示
用 振 行 称 二 件 十 三 の 發 行 示
等 替 律 及 の 及 十 等 二 年 号 行 示
法 法 行 び 根 び 二 を 年 号 行 示
の の 適 そ 抛 記 年 次 三 一 等 第

六 イ ハ 口 イ
イ 発 方 募 五

入価 行争非者特国札非 入価法入
札格行 入価・別債発競 札格決
発競 札格第参市行争 發競定
行争額 發競I加場 入 行争の

額面金額で二兆二千九億円に定められ、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債にては、額面金額で三千六百四十万円、財政投団を基づいては、額面金額で三千九百四十五万円、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投

各申込のうち応募価格の高い割り当ては、各申込のうち応募額を順次割り当てる。その応募額を案分により割り当てる場合、各申込のうち応募額を順次割り当てる。その応募額を案分により割り当てる場合、各申込のうち応募価格の高い割り当ては、各申込のうち応募額を順次割り当てる。

各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行へ以下「非競争入札発行」といふ。及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者による発行（以下「国債市場特別参加者・第I 非価格競争入札発行」といふ。）及び価格競争入札と同様に応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参

ハ 口 イ
払

| | | | | |
|--------|------|-------|------|----|
| 非者特国札 | 非入価込 | 行争 | 非者特国 | 札非 |
| 価・別債発競 | 札格 | 入価・別債 | 発競 | |
| 格第参市行争 | 發競金 | 札格第参市 | 行争 | |
| 競I加場 | 入行争額 | 發競I加場 | | 入 |

| | |
|-----------------------|----------------------|
| 円千九百十億十三億三千三百八十四万八十四万 | 六一兆八円千九百二十千四億五千二百五十五 |
|-----------------------|----------------------|

十国条特億国条特五つ定三面行十円千に規例融
 二債の別八債の別十いに十金し六、七つ定に資
 億に規会千に規会七て基万額た条特百いに關特
 円つ定計六つ定計億はづ円で利第別二て基す別
 いにに百いにに三、き、二付一會十はづる會
 て基関万て基関千額發同千國項計九、き法計
 、づす円、づす額、づす額
 面きる面きる
 金發法金發法
 額行律額行律
 でし第でし第
 千た四六た四
 九利十十利十
 百付七八付七

行争

札格第参市

札格

發競I加場

入

十金し第十に規関五面行第ら
 金し第十四つ定す千金し二の
 万額た四四つ定す千金し二の
 円で利十億いにる五額た条繩
 二付七七て基法百で利第入
 千國条千はづ律四一付一れ
 五債の四、き第十兆國項の
 百に規百額發四万三債の特

ハ 口

十
十
三
二

十
十
口
イ
一

九
八

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 價 発
払 過 行 争 非 者 特 国 發 競 札 格 行 行
込 利 入 價 ・ 別 債 行 争 發 競 價
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格 日

振 額 最
替 低 行 争
額 入
面 札
位 金 發

(二)

ト 年

額 上 額 平 す 額 の 振 五
面 の 面 成 る の 記 替 万
金 そ 金 二 。 整 載 法 円
額 れ 額 十 数 又 の
百 ぞ 百 二 倍 は 規
円 れ 円 年 の 記 定
に の に 三 金 錄 に
つ 応 つ 月 額 は よ
き 募 き 二 に 、 る
百 價 百 十 よ 最 振
円 格 円 三 る 低 替
七 六 日 も 額 口
錢 錢 以 の 面 座
と 金 簿

る に む 十 式 は ○
も 係 発 も 号 に 、 募 ・
の る 行 の に よ 払 入 五
と 所 時 と 規 り 込 決 パ
し 得 に す 定 算 金 定 ।
て 税 お る す 出 額 の セ
振 が い 。 る し に 通 ン
替 源 て 期 た 加 知 ト
口 泉 、 日 金 え を
座 徴 そ に 額 、 受
簿 収 の 払 を 次 け
中 さ 利 い 第 の た
の れ 子 込 二 算 者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{3}{365}$$

十
九
十
八
十
七
十
六

十
五

者入払元償償
札場利還還
参考所金金期
加支額限
後第
の二
利期
子以

財務大臣から通知を受けた者
日額平利てを毎年
本面成子、支年銀金二をそ
額三行額十支の期月
百七払日と二円年う以し十
に三。前、日つ月六各及
き二月支び百十間払九
円日に期月属に二すお十
るい日

額面金額×
100
0.5
2
1

十
四

初
期
利
子

規下は期た期平定、が金と成控得は出に住時額金にの口す次そ銀額し二除税外しは者にへ額よに座る号の行を、十すの国た、又おたにりつに期及翌休支次二る税法金前はいだ百算い記日び営業払の年こ率人額記外てし分出て載に第業う算九とをがに(一)国取、のしは又つ十日。式月が乗適当の法得当二た、はい六にたに二でじ用該算人す該十金前記て号支當だよ十きたを非式でる國を額記録同に払たしり日る金受居にあ者債乗か(一)さじおうる、算を。額け住よるがをじらのれ。いへと支出支。て以き払し払

を所又算合居行金該式も

二十
払込期日

平成二十二年三月二十三日